**平成３０年度　江北小学校いじめ防止基本方針（要約版）**

防止委員会の設置　迅速・即時に，組織で対応

いじめと言えない時

◇目に見える指導　　　　　　　　◇役割分担での校内巡回

・出席停止，加害児童別室指導，全校児童への説明・指導

謝罪

加害児童→被害児童へ

加害児童　　 被害児童

保護者　　　 保護者

・被害者児童の安全確保

・加害児童への指導

・関係保護者への説明

・重大事案は警察と連携

・関係機関への報告

・町教委

・本校PTA

・一人で判断しない。

・被害児童の話を否定しない。

・教育相談の継続

・一人で判断しない。

・被害児童の話を否定しない。

・教育相談の継続

いじめと言える時

いじめ情報・訴え

***いじめの早期発見・早期対応について***

・児童に安心感を持たせる声かけ

・アンケートを活用し，児童の人間関係や悩み等の把握

・困ったことや悩んでいることがあれば，誰にでも相談できること，相談することの大切さの指導

・事実関係を早期に把握し，いじめをしている者に「いじめは絶対許さない」という姿勢での対応といじめの即時停止

・事実関係の保護者への伝達，学校・家庭での対応の仕方等についての連携

***関係機関との連携について***

・いじめの事実を確認した場合の江北町教育委員会への報告，重大事態発生時の対応等については，法に即して江北町教育委員会に指導・助言を求める学校としての組織的対応

・関係機関との点検・評価

***いじめを防止するために【児童に】***

・一人一人が認められる学級づくりをし，学級の一員であることの自覚化

・わかる授業づくりに取り組み，学習に対する達成感や成就感の育成

・見てみないふりをすることは「いじめ」であること，友達や先生に知らせることは大切であることの指導

***いじめを防止するために【教師が】***

・児童との信頼関係の構築

・思いやり，命の教育を道徳，学級指導

・児童一人一人の変化の察知

・児童や保護者の話を親身傾聴

・一人で問題を抱え込まず，主任，管理職への相談

・「いじめを決して許さない」という姿勢の確立

***いじめを防止するために【学校全体として】***

・いじめを許さない雰囲気作り

・いじめアンケート実施

・いじめに関する校内研修の実施，生徒指導協議会での情報の共有化

***【校内体制について】***

・「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は，校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，生徒指導主任，担任，養護教諭，外部有識者（学校評議員）スクールカウンセラー等

・役割として，本校におけるいじめ防止等の取組に関すること，相談内容の把握，児童，保護者へのいじめ防止の啓発等

・いじめの相談があった場合には，当該学年主任，担任を加え，事実関係の把握，関係児童・保護者への対応等について協議。いじめに関する情報については，児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら，本校教職員での共有化

**「いじめ」とは，**本校に在籍している児童に対して，本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。